

保 発 0331 第 9 号
年 発 0331 第 1 号
令 和 4 年 3 月 31 日

地 方 厚 生 (支) 局 長
日 本 年 金 機 構 理 事 長
全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長
健 康 保 険 組 合 理 事 長
健 康 保 険 組 合 連 合 会 長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第60号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和4年10月1日から施行されるところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係各位への周知徹底を図り遺漏の無いよう取り扱われたい。

記

第1 改正の趣旨

改正法による健康保険法（大正11年法律第70号）等における改正事項のうち、育児休業等期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例に関する事項を定めるもの。

第2 改正の内容

- 1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

改正法第1条により、健康保険法第159条が改正され、

- ① 育児休業等期間中の被保険者に係る保険料について、その月の末日が育児休業等期間中である場合に加えて、同一月中に育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が14日以上
の育児休業等を取得した場合にも免除するとともに、
- ② 被保険者が連続する二以上の育児休業等を取得する場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）には、その全部を一の育児休業等とみなすこととされた。

上記の施行に伴い、以下の改正を行う。

- (1) 同一月中に14日以上
の育児休業等
を取得する場合において、保険料の徴収主体である厚生労働大臣又は健康保険組合が当該育児休業等の日数を
確認可能とするため、事業主が提出する保険料の徴収の特例に係る
申出書の記載事項に「育児休業等の日数」を追加する。
 - (2) ①の厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、同一月中の
育児休業等の日数から就業日数を除いた日数とする。
 - (3) ②の厚生労働省令で定める場合は、被保険者が二以上の育児休業等
をしている場合であって、一の育児休業等が終了する日とその次の
育児休業等を開始した日との間に当該被保険者が就業した日がないとき
とする。
- 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）
- 1 に準じた改正を行うこととする。
- 3 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）の一部改正（改正省令第3条関係）
- 1 に準じた改正を行うこととする。
- 4 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）の一部改正（改正省令第4条関係）
- 1 に準じた改正を行うこととする。

第3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。ただし、附則第6条の規定は公布の日から施行する。

第4 経過措置等（改正省令附則第2条から第6条まで関係）

- 1 改正省令第1条の規定による改正後の健康保険法施行規則の規定は、改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する育児休業等について適用し、施行日前に開始した育児休業等については、なお従前の例によることとする。
- 2 改正省令第2条の規定による改正後の船員保険法施行規則について、1に準じた経過措置を定めることとする。
- 3 改正省令第3条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則について、1に準じた経過措置を定めることとする。
- 4 改正省令第4条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令について、1に準じた経過措置を定めることとする。
- 5 その他所要の改正を行うこととする。